

# 滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和8年3月5日(木) 午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●● 外1件

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●● 外1件

議案第30号 農用地利用集積等促進計画の策定について  
申請人 富山県農地中間管理機構  
公益社団法人富山県農林水産公社  
理事長 佐藤 一絵

議案第31号 荒廃農地に係る農地・非農地の判断について

報告第1号 農地参考賃借料及び農作業標準料金の改定について

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、  
新村 剛、杉本 久美子

(出席推進委員・8名)

黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、  
開田 豊一、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

北野事務局長 村田係長 小林主事

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。  
議事録署名委員に、澤田 博行委員、中屋 作之委員を指名します。  
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に  
ついて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第28号1番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●● 外10筆 田です。  
申請地は、●●●●、●●●●のほか、地域内農道に面する農地です。  
申請地は、現在も譲受人にて水稻等が作付されていますが、相続した譲  
渡人が県外に居住しており、今後も地元に戻る計画はないため、かねてよ  
り地元の方に譲渡したいと考えていたところ、譲受人の●●●●が引き取  
る意志を示し、理事会を開催し、当該農地の買受を全会一致で可決したこ  
とから関係者の協議が整い今回申請されました。今後も譲受人にて一体的  
に水稻等を作付けしていくものです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 譲渡人の●●●●が亡くなり、譲渡人本人も県外在住で農地の管理がで  
きない状態でした。譲受人は以前より作付しており、実績もあるので許可  
できるものと思われまます。

推進委員 ずいぶん前から●●●●が耕作しており、相続人は遠方に居住してい  
て管理できないため、異論ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 28 号 2 番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●● 田です。  
申請地は、●●●●と農道に面した農地です。  
申請地は、譲受人がかねてより地域の営農組織の構成員として水稻の耕作を行ってきました。かねてより譲渡人が仕事等で全国を点々としており、地元に戻ってくる見込みもないことから、これを機に実際耕作に携わっている、親族である譲受人に所有権を移転しようということで関係者と協議が整い今回申請されたものです。許可後も引き続き、地域の営農組織の一員として水稻を耕作していく予定です。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 ●●●●から●●●●まで、区切りなく一連の農地として昨年まで現地の●●●●が作付されていきました。所有者が変わりますが、畔を作って作付するとのことですので問題ありません。

推進委員 所有者が変わりますが、引き続き農業されるとのことですので問題ありません。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は許可することといたします。

会長 議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 29 号 1 番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●●に面する農地です。  
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、隣接地である譲受人の●●●●敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考えられます。  
転用理由は、●●●●及び●●●●の駐車場です。  
譲受人は、●●●●に本社を有する●●●●で、この度、新規事業として経済産業省のコロナ禍で売り上げが減少した中小企業の事業再構築支援補助金の採択を受け、健康寿命の延伸をコンセプトに地域社会と連携した●●●●事業を実施するにあたり、申請地の隣接地には●●●●が●●●●室分建築されており、そこに住まう方向けの●●●●の提供等を実施するための管理棟を建築することを計画し●●●●に転用の許可を受けまし

た。しかし、●●●●に入居予定の方々の要介護度が想定より低く、まだまだ車を運転できるお元気な方が多かったことから、当初想定した駐車場では台数が足りず、今回やむなく隣接する申請地に、追加の必要台数 18 台分の駐車場を整備するために今回申請されたものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、駐車場南側半分に貯水池機能を持たせ、オリフィスから新設排水管を通じ、付近を通る河川に放流します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 狭小地で棚田のようになっており、営農するには不適切な農地です。付近に●●●●や●●●●もあり、信頼できるものと思われま。よって、この件については特に問題ないと思います。

推進委員 この農地は耕作されておらず、●●●●の駐車場も 5, 6 台しかないので、この場所を駐車場にすることには問題ありません。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 29 号 2 番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●●に面した農地です。  
申請地は、用途地域内(第 1 種中高層住居専用地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。  
転用理由は、住宅敷地です。  
申請者は●●●●しており、現在は●●●●に居住しています。この度、今後のことを考え●●●●ことを計画し、ご縁のあった譲渡人が所有する農地を譲り受けることを計画しました。申請地は、幹線道路に近く、周囲に教育施設や商業施設も多く、住環境に優れ、適地と判断し今回申請されました。隣接地との境界は既存含め擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 地図をご覧のとおり、この辺りは基盤整備されておらず狭い農地が多い場所となっており、現在の農法としては効率が悪く農地として利用できません。付近に商業施設もあり、土地の有効利用になると考えられます。転用には問題ないと思います。

推進委員 今ほどの報告のとおり、宅地として活用することに問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。  
では、進行を会長へお返しします。

会 長 続きまして、議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、6 ページのとおり富山県農地中間管理機構が策定した農用地利用集積等促進計画について、7 ページの意見書様式にて農業委員会の意見を求められているものです。8 ページをお願いします。今回面積合計は全加積地区で 121 筆、231,380 ㎡です。9～16 ページをお願いします。農地中間管理事業の利用権設定状況になります。貸し手は中管理機構、借り手は各加積地区の中心経営体の方々です。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
ではこの件につきまして、意見なしとして富山県農地中間管理機構へ回答することとします。

会 長 続きまして、議案第 31 号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 17 ページをお願いします。農業委員会の業務の 1 つとして主に山間部等で既に山林化している農地が現況農地であるか否かを判断するものがあります。今回、●●●●が主体となって実施する森林整備事業地の一部地目が田畑のままになっている箇所があることが判明し、事業の実施に際

し、地目を山林に変更する必要があることから、市の担当部局から非農地判断の実施について依頼があったものです。●●●●地区委員と事務局職員でそれぞれ現地資料に基づく確認を行い、直接現地確認も行ったところ、当該農地は雑木が繁茂しており、既に山林と化していることから、農地に復元して利用することが困難な農地となっており、非農地であるものと判断されます。現場の写真を順番に回覧しておりますのでご確認ください。所有者は●●●●名、29 筆、5725.3 ㎡です。非農地判断後は事務局から所有者に対し非農地であると判断した旨文書を発出し、後日登記所にて山林への地目変更が行われる予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

推進委員 3 月 2 日に現地を確認してきました。事務局の報告のとおりでありましたので、非農地と判断して問題ないと思われま

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
ではこの件につきましては、非農地として承認することとします。

会 長 続きまして、報告第 1 号 農地参考賃借料及び農作業標準料金の改訂について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会の業務の一環として毎年農地の賃借料を、3 年に一度農作業標準料金を、市の広報、市 HP、JA アルプス広報の折込チラシでご案内しています。

まず、農地参考賃借料についてご説明します。平成 21 年度の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、料金設定に関して法令に基づく根拠は無くなりましたが、公平な料金の目安を示してほしいとの要望等もあり、引き続き改訂作業を行っており、現在適用の農地参考賃借料は毎年改訂を行っていることから見直しするものです。18 ページをご覧ください。県農業会議が示す金額により計算した結果、令和 8 年分については、前年比で変更はありません。なお、これはあくまで参考数値であって、生産条件等により、当事者間の同意のもと決定していただくものになります。19 ページは昨年設定した参考賃借料、20 ページは計算方法、21 ページについては過去から比較したこれまでの賃借料の推移を参考に掲載しています。今後、印刷の発注をし、18 ページの令和 8 年分の農地参考賃借料を配布します。

続いて、農作業標準料金についてご説明します。22 ページをご覧ください

い。県農業会議が示す金額により計算した結果、令和8年～11年分については、前回比で二重下線部分が平均10%程度の増額となっています。23ページをご覧ください。こちらでもこれまでの農作業料金の推移を掲載しておりますが、前回改訂が令和6年であることから、本来は令和9年の改訂を予定していましたが、県農業会議が昨今の資材・燃料・農業機械の高騰により著しい価格の変動が認められるとして、1年前倒しで改訂したため、当委員会もこれに倣って1年前倒しで改訂するものです。賃借料と同時に印刷の発注をし、22ページの令和8～11年分の農地参考賃借料を配布します。

午後3時45分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

推進委員 中間管理事業の契約内容を見ていると、賃借料が0円や安価な金額になっていることが多いのですが、農地参考賃借料を定める意義はあるのでしょうか。これだけ米価が上がると賃借料を払えないことはないのではないかと思ひ、地主に申し訳なく思ひます。

事務局 地主の方から、農地を所有していても固定資産税や土地改良区の賦課金などの支払いで採算が取れないといった相談が寄せられています。実際、米価が上がっているものの、資材等についても価格が高騰しているため、一部の生産者から賃借料を抑えてほしいと言われることもないと聞いています。事務局としては、参考賃借料を全く示さなくなると、いくらで契約したら良いかという問い合わせも増えると想定されるため、引き続き何らかの形でしばらくはお示ししていく必要があると考えています。

会 長 こちらはあくまでも目安ということですので、最終的には当事者間で決めていただきたいということでもあります。

会 長 他にご意見ご質問はないということですので、この件に関しましては事務局案のとおりとします。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。